

第88号 令和元年7月19日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号  
K. I. S 飯田橋2階  
TEL&FAX 03-5805-0250

# 公取協ニュース

## 令和元年度 通常総会を開催 - 仙台 -

5月1日に「平成」から「令和」に改元されて早々の5月15日(水)、衛生検査所業公正取引協議会の第35回通常総会が、仙台市の『仙台国際センター』において、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き盛大に開催された。同総会では、平成30年度事業報告・決算報告、令和元年度事業計画案・予算案等の議案に続き、途中退任に伴う後任役員案も上程され、それぞれ提案のとおり承認された。



総会で挨拶をする江川会長

総会の議長には橋本充理事(江東微生物研究所)が選任され、議事審議が行われた。

### 【議事審議の概要】

#### 第1号議案 平成30年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局が平成30年度事業報告及び決算報告について説明を行った。事業報告では、3種真空採血管以外の容器類の無償提供について、年度末までに全廃することを目標に集中的に取り組んだ結果、相当程度の改善が図られた。また、無償提供全廃活動を補完するためのツールとして改訂版の「公正取引協議会のご案内」パンフレットやリーフレットを作成して会員に配布するとともに、全国の医師会、医療関係団体に送付し、規約についての理解促進と会員が行っている規約遵守活動への協力依頼を行ったことな

どを報告した。

決算報告については、新井孝志監事から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認された。

#### 第2号議案 令和元年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局が令和元年度事業計画案及び予算案について説明した。事業計画案では、規約違反の未然防止のための研修会の開催など従来からの事業のほか、3種真空採血管以外の容器類の無償提供全廃に向けての取り組みを強化する。また、他社の規約違反情報の提供を求める定期調査を再開する。規約遵守の理解を深めるため携帯用「ミニ規約ガイド」の作成配布、医療関係業界誌への規約普及啓発広告の拡充を図るなどの新規事業について提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された(後掲)。

### 第3号議案 役員を選任に関する件

事務局が、本日付で退任した相徳理事の後任者の選任が必要であると説明。公取協の役員は、日衛協の役員に合わせるとの従来からの方針に従い、直前の日衛協総会において承認された田端隆彦氏（日本医学株）を後任理事に選任することについて提案説明し、提案のとおり承認された。任期は、前任者の残任期間である令和2年5月の通常総会終結時までとした。

すべての議案審議が終了し、東 俊一副会長が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

## 令和元年度 事業計画

第35回通常総会は、杜の都仙台市に354名（委任状含む）が集い開催され、令和元年度の事業計画が提案の通り承認された。

昨年12月1日、「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、改めて、検体検査が医療の中で重要な位置付けであることが明確に示された。今後、衛生検査所が医療を支える存在として、更に検査の品質・精度を維持向上させ、国民からの信頼と期待に応えていくことが求められている。

こうした中であって、今年度は、会員衛生検査所が一丸となって公正競争規約の遵守を徹底し、公正な競争を維持・促進させることを通じて医療サービスの発展に寄与し、医療機関はもとより国民からの信頼を高めていく。また、規約の遵守が企業経営の健全化に寄与することからも、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指して以下の諸活動に取り組んでいく。

#### 1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的な取り組み

- (1) 会員向け規約研修会の実施
- (2) 個別事前相談への迅速な対応

#### 2 3種真空採血管以外の容器類の無償提供完全廃止への取り組み

- (1) 無償提供完全廃止に向け、再度のフォローアップ調査の実施
- (2) 改善計画未達の会員に対する指導の強化、完全廃止の障害となる非会員については、消費者庁にも相談するなど改善策を検討

### 公正取引委員会 東北事務所長が祝辞

公正取引協議会の総会には、公正取引委員会から東北事務所長の多田 修氏が来賓として出席し祝辞を述べた。



東北事務所長  
多田  
修氏

来賓挨拶で多田所長は、貴協議会には、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療機関等に景品類が提供される

ことのないよう、公正競争規約を厳正・適切に運用することにより、取引の適正化にご尽力いただいている。これは、業界全体の公正な競争を促進することにもつながり、検査精度の確保、ひいては医療の質の向上と業界の健全な発展にも寄与するもの。今後も公正競争規約にとどまらず、独占禁止法はじめ各法令の一層の遵守をお願いしたい。と述べ、公正競争規約の厳正な運用を通じ、業界が健全に発展していくことに期待を寄せた。

#### 3 規約違反事案に対する調査・措置等

規約違反の拡大防止のため、定期調査の実施のほか随時情報提供を呼びかけ、違反行為に係わる情報に接した場合は迅速に処理

#### 4 会員向けの広報活動

- (1) 改訂版「Q&A集」、携帯用「ミニ規約ガイド」の発行
- (2) 公取協ニュースの発行、公取協ホームページの充実

#### 5 対外的な広報活動等

公取協ホームページを拡充するとともに、医療関係の業界誌・紙等を活用した規約の周知徹底

#### 6 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省との連絡を密にするとともに、医療関係4公取協の連携を図ることによる規約の適正な運用

#### 7 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

#### 8 組織の拡大・強化

## ◇◇◇ 容器類の無償提供廃止に関する取組み状況 ◇◇◇

平成29年度から取り組んできた3種真空採血管以外の容器類の無償提供廃止活動については、会員のご理解、営業活動により、かなりの改善がみられている。引き続き、完全廃止に向けて鋭意取り組んでいく。このことについては、5月15日開催の理事会にも報告した。

\*\*\*\*\*

### 1 3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査

- (1) 平成30年1月、無償提供が禁止されている3種真空採血管以外の容器類についての自社の無償提供状況について、全会員を対象として実態調査を実施した。  
その結果、57社の会員により、全国32,119の医療機関等（全会員の取引先110,262の約3割）に無償提供が行われているということが明らかになった。
- (2) 平成30年7月、57社に対して、平成31年3月末までに無償提供を完全に廃止するための改善計画の提出を要請。
- (3) 平成30年12月、57社に対して、改善計画についてのフォローアップ調査を実施。調査対象57社のうち、5社から無償提供を完全廃止したとの回答があった。また改善計画達成のための活動において、以下のような問題点を挙げている。

目標達成活動における問題点	意見の数
競合先が無償提供している（医師会立センターを含む）	16
顧客の理解が得られない	11
社内体制整備に手間取り交渉活動が遅延した	5
出検が少なく最小梱包で販売できない	2

- (4) 無償提供を行っている52社に対し、平成31年3月末における改善状況を確認するため再度のフォローアップ調査を実施。調査対象52社のうち、10社から無償提供を完全廃止したとの回答があった。

一連の調査の集計結果は次のとおりである。

	30年1月12日	30年8月末	30年11月末	31年3月末
無償提供先数 (提供会員の数)	32,119 (57社)	28,994 (57社)	16,746 (52社)	6,269 (42社)

3月末の地区協別の状況は次のとおりである。

地区協	北海道	東北	関甲信	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
提供先数	282	148	1365	31	210	2690	391	430	722	6269
社数	5	6	17	3	7	14	11	7	13	—
地元本社	2	1	14	0	1	9	4	2	9	42

### 2 今後の取組み

- (1) 3月末時点において、改善未達成の会員42社に対しては、本社が所在する地区協議会の調査委員長から、会社代表者に対し改善要請書を送付し（5月29日付で送付済み）、厳しく改善を求めていく。
- (2) 改善未達成の理由に「競合先が無償提供している」としている場合には、競合先についての具体的な内容を聴取し、競合先に対しても改善指導する。なお、競合先が非会員の場合には、消費者庁等行政機関とも相談しながら対処する。
- (3) 改善指導後の7月末の状況について、本部事務局から再度確認調査を実施し、改善ができていない会員については、「公取協ニュース」紙上等で社名公表することも視野に入れて、運営委員会において最終的な処理を検討する。

## 久川副会長が医薬品卸公取協で講演

5月24日、当協議会の久川副会長・運営委員会委員長が医薬品卸公正取引協議会（日本医薬品卸売業連合会共催）の「独占禁止法研修会」において、「衛生検査所業のコンプライアンスの取り組み」と題し、会社経営幹部130人を前に講演した。



独占禁止法研修会で講演する久川副会長

講演では、医療機関等との取引適正化のため公正競争規約を設定している衛生検査所業、医薬品製造販売業、同卸売業及び医療機器業（以下「医療関係4公取協」という）では、それぞれの公正競争規約において、あれはダメ、これはダメというように無償提供禁止事項が細かく規定されている。

まず、なぜこのような内容の公正競争規約が設定されたかその背

景について触れておきたいとした上で、次のとおり説明した。

医療機器業を除く3公取協は、昭和59年に相前後して公正競争規約を設定し公正取引委員会の認定を受けているが、公正取引委員会の認定を受ける以前には、医薬品業界では、薬価基準の大幅引き下げに伴う医療機関からの値下げ要求回避のための価格維持カルテル、衛生検査業界では、安売り企業に対する取引妨害行為などの独占禁止法違反行為があった。一步遅れて平成11年に公正競争規約の認定を受けた医療機器業界では、大学病院への贈収賄事件が発生した。

こうした当時の業界の乱れた営業活動の状況に触れた後、行政による指導等もあって、業界の今後の発展を見据え、取引適正化に向けて大きくかじを切ったことなど、紙面では記載できないような裏話も交えながら規約設定当時の状況を紹介した。

また、景品と税金の関係や最近進出が目立つ医療コンサルタントの動きなどにも触れ、現在では、毎年「医療関係4公取協連絡会議」を開催して、それぞれの公取協が規約を厳正に運用していくために連携・研鑽している。

当衛生検査所業界で今取り組んでいるのは、真空採血管の無償提供全廃問題であるが、会員の積極的な取り組みにより、かなりの成果を上げてきていると紹介し、今後も、取引先が同じ、景品表示法による景品制限告示も一本にまとまっている4公取協が連携を密にして取引の適正化に取り組んでいきたいと結んだ。

電子カルテの接続費用



医療コンサルタントの暗躍



器材有料化



## 4 公取協連絡会議の開催

去る4月11日、医療関係4公取協連絡会議が当番幹事の医療用医薬品製造販売業公取協の会議室において開催された。

連絡会議は、医療機関等向けの景品制限規約を設定している当衛生検査所業、医療用医薬品製造販売業、同卸売業及び医療機器業の4公取協で構成し、規約運営の連携及び参考とするため、輪番制幹事により毎年1回開催している。

連絡会には、消費者庁から表示対策課の猪又健夫規約担当課長補佐、関根真紀子規約第一係長、公正取引委員会から取引企画課の真淵博課長、奈雲まゆみ規約担当課長補佐、石綿修企画調査係長及び各公取協の担当役職員の合計24名の出席があった（当公取協からは、久川副会長・運営委員会委員長のほか事務局から近藤専務理事と吉武常務理事の3名が出席した。）。

先ず、消費者庁から景品表示法違反への対応状況について、法律違反としての措置命令件数が2年連続で約50件と高水準にあり（すべて不当表示事案）、それに伴い課徴金納付命も増えているとし、主要な違反事例についての説明があった。

公正取引委員会からは、最近の主な取り組み事案として、①3月に国会に提出した独占禁止法の改正案—減免申請による課徴金の減免に加えて、新たに調査協力減算制度の導入等、②消費者向けeコマース（インターネットショッピング）の取引実態調査結果などの説明があった。

次いで、各公取協から活動状況と懸案事項についての報告があり、引き続き活発な意見交換が行われた。当公取協からは、無償提供が禁止されている容器類のうち、未だ無償提供が全廃されていない3種真空採血管以外の容器類に関し、完全遵守に向けて鋭意取り組んでいることについて説明を行った。

## 「ミニ規約ガイド」の発行

今年度の新規事業として、手帳サイズの「ミニ規約ガイド」を発行することが決まり、現在準備を進めている。ミニ規約ガイドは、昨年度発行した「公正取引協議会のご案内」から必要最小限の内容を抜粋して再編集したものであり、タテ15センチ、ヨコ8.5センチ、10ページの手帳に差し込んで、必要に応じていつでも規約内容を確認できるようにしたもの。ご活用いただきたい。

## 公取協連合会の総会開催

76業界の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の令和元年度定時総会が、6月10日、東京霞が関の霞が関ビルにおいて開催された。

関係行政機関と連携した景品表示法・公正競争規約制度の普及啓発、公正競争規約制度の適正な運営への取組みなど新年度事業計画や、任期満了に伴う役員改選が行われ、柵山正樹氏（全国家庭電気製品公正取引協議会会長）が新しく連合会会長に選任されるなど、予定の議案がすべて承認された。

来賓として出席した消費者庁の大元表示対策課長からは、景品・表示についての消費者の関心が高くなっており、厳正、迅速な法執行が求められている。10月から消費税が10%に引き上げられる予定もあり、一層適正・迅速な処理が必要になる。景品表示法を運用する上で公取協の活発な活動、支援は欠かせない。また、公正取引委員会の真淵取引企画課長からは、経済の発展には、公正で自由な競争が必要としたうえで、消費税引き上げの円滑な転嫁に向けての取り組みにも触れ、引き続き、関係法令の遵守についてご理解いただきたい。などと両課長は10月から予定されている消費税引き上げに伴う転嫁対策に言及するとともに、連合会及び会員公取協の活動に期待している旨の挨拶があった。

## ● 公正競争に関する新しい広告 ●

**皆で守る公正競争規約!**

当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するため、景品表示法に基づき、消費者庁と公正取引協議会の認定を受けて公正競争規約を定めています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し衛生検査の取引を不当に誘引する手段として景品類を提供することは、厳しく禁止されています。

**提供できない景品類の一例**

衛生検査所は、ルールを守って社会的責任を果たし、信頼に尽きます。

公正競争規約に関するお問い合わせは、

衛生検査所業公正取引協議会  
〒112-0034 東京都文京区後援2-3-28 KJ5新田ビル  
TEL: 03-6355-0250 FAX: 03-6355-0251 http://www.kensa-koutoukyougi.org/

「皆で守る公正競争規約！」をキャッチフレーズにした新しい広告を業界誌に掲載することになった。掲載誌は、従来のラボ、MTJ、日本医事新報に加え、新たに日本病院会雑誌、ジャムトマガジンにも掲載する。

広告媒体を広げることにより、当業界が設定運用している公正競争規約について、より多くの関係者の関心が高まることを期待している。

## 平成30年度景品表示法違反事件処理状況 (消費者庁発表資料により作成)

### ○措置命令等の状況

事件の内容	消費者庁による処理				都道府県 による処理
	措置命令	指 導	合 計	課徴金	措置命令
表示事件	46 (50)	193 (165)	239 (215)	20件 50,801万円	6 (8)
景品事件	0 (0)	23 (14)	23 (14)	—	3 (0)
合 計	46 (50)	216 (179)	262 (229)		9 (8)

注①消費者庁長官及び都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、行為の差め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。

②措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。「指導」件数の「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。

③( )内は平成29年度。

④「課徴金」は、表示事件のみが対象になる。

### ○主な違反事例

大阪府知事は、制限額を超える過大な景品提供を行っていた新聞発行本社及び系列の新聞販売店2店舗に対し、それぞれ景品表示法に違反する行為であったとして措置命令を行った。その概要を紹介する。

なお、新聞業における景品制限は、衛生検査所業と同様に行政機関が運用する「新聞業の景品類提供制限告示」と新聞業界が運用する「新聞業の公正競争規約」の両者によって規制されている。具体的な制限内容は、抽選などによらないで全員に提供する場合の景品額の上限は、取引価額の8%又は6か月分の購読料の8%のいずれか低い額とされている。

#### (ア) 事案の概要

- ①A新聞社の系列販売店は、一般消費者とA新聞の購読契約を締結するにあたり、電動アシスト自転車(81,000円相当)を含む告示に定める範囲を超えた景品類を提供していた。
- ②A新聞社は、系列販売店が、一般消費者とA新聞の購読契約を締結するにあたり、販売店が契約者に提供する景品類について、同社の大阪本社内に設置した関係事業者のFAXにおいて販売店からの景品類の発注を受け付け、同社が景品代金を一旦立て替えて関係事業者に支払う等により、電動アシスト自転車(81,000円相当)を含む告示に定める範囲を超えた景品類の提供を直接又は間接に行っていた。

#### (イ) 命令の内容

- ①今後、告示制限の範囲を超える景品類を提供しないこと。
- ②再発防止策を講じるとともに、関係法令の遵守体制を整備して、これを役員、従業員、販売店に周知徹底すること。
- ③景品表示法に違反したものである旨を一般消費者に周知すること。

# 平成30年度独占禁止法違反事件処理状況

(公正取引委員会発表資料により作成)

## ○排除措置命令等の状況

独占禁止法違反を認定して排除措置命令を行ったものは8件(46事業者)であった。違反行為の類型、及び課徴金納付命令金額(18事業者)は以下のとおりである。

行為類型		排除措置命令等	課徴金額
カルテル	価格カルテル	1	19,397万円
	入札談合(官公需)	3	2,503
	受注調整(民需)	3	4,211
不公正取引	競争者に対する取引妨害	1	—
合計		8	26,111

この他に、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかったが、違反の疑いがあるとして警告・公表を行ったものが3件ある。また、事業者から改善措置の申出等を受けて審査を終了し、概要を公表したものが3件ある。

## ○参考事例【排除措置命令事案】

近畿地区に店舗を設置する百貨店業者6社が、近畿地区の店舗において顧客から収受する「優待ギフト送料」(中元期又は歳暮期に使用するカタログに掲載して販売する商品の配送を受託する際に顧客から収受する配送料金であって全国各地への配送が一律の額の料金であるもの)の額を300円程度に引き上げる旨合意していた。【価格カルテル】

# 課徴金制度等に関する独占禁止法の改正

(公正取引委員会発表資料により作成)

6月19日、独占禁止法改正案が可決成立し、公布の日から1年6か月以内に施行されることになった。主な改正点は次のとおり。

- ①課徴金減免申請による減免に加えて、新たに事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、公正取引委員会が課徴金の額を減免する仕組み(調査協力減算制度)を導入するとともに、減額対象事業者数の上限を廃止(下図参照)
- ②課徴金算定基礎の追加、算定期間の延長等課徴金算定方法の見直し
  - ・算定期間を調査開始日の10年前まで遡及(現行3年)
  - ・除斥期間を7年に延長(現行5年)
  - ・製造業、小売業等の業種別算定率を廃止し、基本算定率に一本化
  - ・早期離脱に対する軽減算定率の廃止

### 【改正後】

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	—
	2位	20%	+最大40%
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社 <sup>③</sup>	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

### 【参考】現行制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率
前	1位	全額免除
	2位	50%
	3~5位	30%
	6位以下	—
後	最大3社 <sup>③</sup>	30%
	上記以下	—

③ 調査開始日前と合わせて5位以内の場合に適用

課徴金減免制度

- ①申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合い(事業者が自主的に提出した証拠の価値)に応じた減算率を付加
- ②申請者数の上限を撤廃(すべての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会)
- ③事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

- ①減免率は、申請順位に応じて決定(固定値)。減免率に、事業者の実態解明への協力度合いは反映されない。
- ②申請者数は最大5社までに限定



## お知らせ

News

### 渡部運営委員が会長特別表彰を受賞



5月15日開催の第35回通常総会に先立って行われた表彰式において、公取協運営委員会委員・東北地区協議会調査委員長の渡部公氏

(宮城県医師会事務局)が、「会長特別表彰」を授与された。

同氏は、平成3年に運営委員に選任されてから約30年という長きにわたり、公正競争規約の普及、定着に尽力され、衛生検査所業界の発展に貢献してきたことが認められ今回の受賞になった。

### 新しい事務局長が着任



2月から空席になっていた公取協事務局の事務局長に、6月1日、愛木敏弘氏(60才)が就任し、事務局の常務理事と事務局長の二人三脚体制が復活した。同氏は株江東微生物研究所出身で、数年前まで

関東地区の営業畑で活躍していた大ベテラン。今後の公取協での活躍が期待される。

## Q & A

Q

規約で提供が制限されない景品類として、「自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類又は便益を高めるような物品」が例示されている。無償提供が可能な容器類については、施行規則別表において具体的品目が示されているが、「便益を高めるような物品」については具体例が示されていない。どのような物品が該当するのか。

A

「便益を高めるような物品」について具体的に定めた規定はありませんが、従来から、FAXのみがこれに該当するとされています。

冷蔵庫、保管ケース、遠心分離器、OA・通信機器、ラベルプリンターなど、医療機関内で行われる作業のための機器又は汎用性のある機器は、医療機関側において準備していただくものであり、仮に衛生検査の便益を高めるような効果が多少あるとしても、無償提供ができない物品とされています。

### 編集後記

「平成」は31年間で幕を閉じ「令和」に改元された。衛生検査所業の公正競争規約は昭和59年9月に公正取引委員会の認定を受けて設定されており、今年は35年の節目になる。

そして今、鋭意取り組んでいる真空採血管が無償提供禁止容器類として規約上明確に規定されたのが平成21年、ちょうど10年が経過したことになる。相当改善されてはきたが全廃には至っていない。残っているのは競合先との兼ね合いなど特別な事情のあるところと思うが、地道に説明を重ね、皆で汗をかき無償提供全廃を早期に実現したい。(吉)